

# 「災害に強いまちづくりガイドライン」の改訂についての概要

## ◇ガイドラインの目的

本ガイドラインは、山梨県における災害に強いまちづくりとはどのようにあるべきかといった「防災に対する基本的な考え方」について取りまとめたものであり、市町村が、災害に強いまちづくりを目指した計画立案や事業を行う際の指針として広く活用されることを目的としている。

## ◇改訂の背景

本県では、平成7年に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、「災害に強いまちづくりガイドライン（山梨県土木部都市計画課）」を平成15年3月に策定しました。しかし、その後発生した新潟県中越地震や東日本大震災の教訓を踏まえた見直しが必要になるとともに、東海地震等の危険性が高まっており、防災・減災対策はますます重要になっている。

そこで、改めて本県における都市防災上の課題を整理するとともに、災害に強いまちづくりの事例等を紹介するなど、まちづくりの担当者にとってより使いやすいものとなるように「災害に強いまちづくりガイドライン」の改訂を行うこととした。

## ◇改訂の基本的考え方

- ①前回ガイドライン作成後に発生した東日本大震災などの教訓を踏まえた、新たな防災の観点を追加し、山梨県都市計画マスタープランで示した都市づくりの基本理念である「都市機能集約型都市構造の実現」に即したまちづくりの観点を追加している。
- ②防災対策に関する整備メニューの紹介や、防災の取組み事例など前回ガイドラインの内容の充実を図り、山梨県内の各自治体が、災害に強いまちづくりを目指した計画立案や事業を行う際にイメージしやすい内容としている。

## ◇ガイドラインの構成

災害に強いまちづくりの基本目標を「災害に強い都市基盤の整備」、「地域防災力の向上」、「山梨の特性（山梨らしさ）」の3つとし具体施策を展開している。なお、施策毎に参考事例を掲載しているが、事例の詳細については事例集として冊子後半にまとめている。

## ◇ガイドラインの活用

- ・ 地域防災計画と連携して、防災を意識した都市づくりを推進するためのマスタープランとなる「防災都市づくり計画」を策定する際の指針として活用する。
- ・ 災害リスクを考慮した都市の課題を「市町村都市計画マスタープラン」に反映する際の指針として活用する。
- ・ 行政と住民が協働して土地利用の規制誘導や道路等の都市施設、土地区画整理事業等の市街地開発事業などの都市計画の立案をするための指針として活用する。
- ・ 現状と課題に対する住民の理解を深め、地区レベルの防災まちづくりを行政と住民が協働して進めるための指針として活用する。